

## 神戸市立工業高等専門学校外部評価委員会規則

2023年4月1日

規則第128号

### (目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の自己点検及び評価の結果について、本校の教職員以外の者による検証を行うため、本校に外部評価委員会を置く。

### (組織)

第3条 外部評価委員会は、次条に定める外部評価委員5人以内をもって構成する。

- 2 外部評価委員会に委員長を置き、外部評価委員の互選により定める。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理又は代行する。
- 4 委員会の進行及び書記は、研究渉外主事室が行う。

### (外部評価委員)

第4条 外部評価委員は、次の各号に掲げる者のうちから校長が委嘱する。

- (1) 教育研究分野に精通した大学、高等専門学校等教育研究機関の教職員等
  - (2) 産業界の産業動向に精通した者
  - (3) 本校の所在する地域の関係者で、教育に関し、広く高い見識を有する者
  - (4) 前各号に掲げる者のほか、高等専門学校に関し、広く高い見識を有する者
- 2 外部評価委員の任期は、3年とし再任を妨げない。
  - 3 外部評価委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (審議事項)

第5条 外部評価委員会は、本校の自己点検・評価書、改善事項について校長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

### (議決)

第6条 外部評価委員会は、外部評価委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席委員の2分の1以上により決する。

### (評価報告)

第7条 外部評価委員会は、自己点検評価シート及び外部評価委員会議事録を作成し、公表する。

- 2 自己点検評価シート及び外部評価委員会議事録は、研究渉外主事室が整理、作成する。

### (特別外部評価委員会)

第8条 外部評価委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、当該特別の事項に係る委員及び臨時委員で構成する特別外部評価委員会を設置することができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから校長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議の開始から終了までとする。

4 第4条第3項の規定は、臨時委員について準用する。

5 前各号に掲げるもののほか、特別外部評価委員会に関して必要な事項は、校長が定める。

(事務処理)

第9条 外部評価委員会の運営に関する事務は、事務室総務課が処理する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃については、運営改善会議で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。